

(3) 誘導施設

都市機能の配置の考え方にに基づき、都市機能誘導区域内に維持・誘導すべき誘導施設について、現状の施設の立地状況も踏まえ、以下のように設定します。

機能	施設分類	法的根拠	都市機能誘導区域内の立地	誘導施設
行政機能	市役所	—	○	○
介護福祉機能	健康・福祉施設	社会福祉法 第2条	○	○
	障がい者福祉施設	障害者総合支援法 第5条	○	—
	高齢者福祉施設	老人福祉法 第5条の2	○	—
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第3章 第5条	○	—
商業機能	百貨店・複合商業施設 (店舗面積 10,000 m ² 以上)	建築基準法 別表 第2 (と)	—	—
	スーパー、ドラッグストア (店舗面積 1,000 m ² 以上)	大規模小売店舗立地法 第2条	○	○
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3 第6項	○	○
医療機能	病院	医療法 第1条の5 第1項	○	○
	診療所薬局	医療法 第1条の5 第2項	○	—
	薬局	薬機法 第2条 第12項	○	—
金融機能	銀行・郵便局	銀行法第2条 長期信用銀行法 第2条 日本郵便株式会社法 第2条第4項	○	○
教育・文化機能	高等教育機関	学校教育法 第83条 (大学)、第115条 (高等専門学校)、第124条 (専修学校)	○	—
	高等学校	学校教育法 第50条	—	—
	小中学校	学校教育法 第21条 (小学校)、第30条 (中学校)	○	○
	社会教育施設 (生涯学習センター、公民館、図書館)	社会教育法 第20条 (公民館)、 図書館法 第2条	○	○
	文化施設 (美術館、博物館) (市民文化ホール)	博物館法 第2条、第3条 地方自治法第244条	○	○
	複合施設 (防災)	—	○	○
観光機能	観光施設 (既存の観光資源を活かし、 交流人口の増加を目指す観光施設)	—	○	○